

青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例の制定概要

条例の 制定目的

青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例 (平成29年4月1日施行)

・市民の相互理解及び障がいのある人の権利に関する事項を網羅した総合的な条例として制定

>>>制定理由

障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人の権利を尊重するために必要な事項を定めることにより、共生社会の実現を図るため。

>>>背景

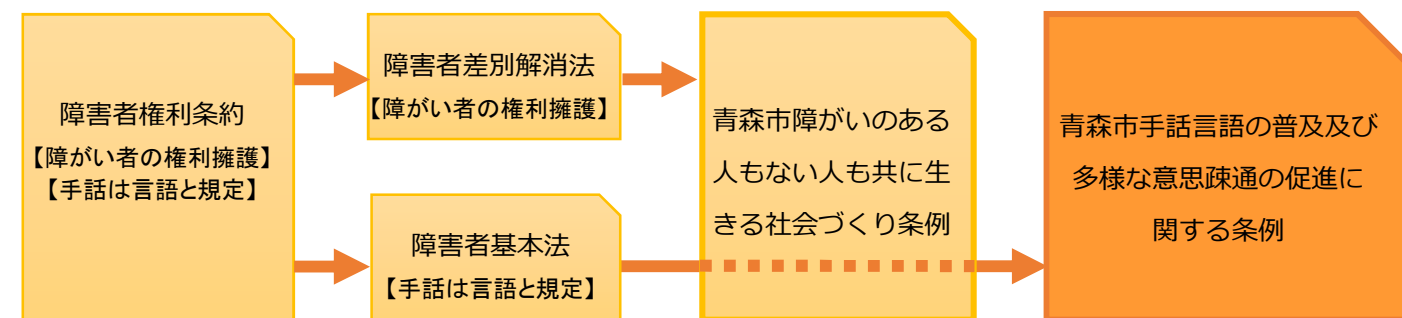
障害者権利条約が国連で採択(H18)され、国では障害者差別解消法の制定(H25)などの障がいのある人の権利擁護に向けた法整備が進んだほか、各自治体で障がい者の権利に関する独自条例を制定するなど、障がいのある人の権利を尊重する機運が高まったため。



>>>現状

障害者権利条約(H18)や障害者基本法(H23改正)において手話が言語であると明記され、このことを契機に、手話言語に関する条例が285自治体で制定(令和元年10月11日現在)されるなど、手話が言語であることへの理解啓発を進める機運が高まっている。

また、2020年東京パラリンピック競技大会開催の決定により、障がいのある人への配慮の機運が高まる中、2025年には全国障害者スポーツ大会の青森県での開催が予定されており、障がいの有無に関わらず誰もが互いに意思を伝え合い理解し合える環境づくりの必要性が高まっている。



>>>考え方

手話が言語であることの普及及び多様な意思疎通の促進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話が言語であることの普及及び多様な意思疎通の促進のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を図ることを目的とし、手話言語の普及、障がい者の意思疎通に関する施策を推進するための条例を制定

青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例 (令和2年4月1日施行)

条例の 体系

前文



- 第1条 目的
条例の目的について規定
- 第2条 定義
ろう者、障がいのある人、意思疎通手段などの用語の定義について規定
- 第3条 基本理念
条例の考え方について規定
- 第4条 市の責務
市が果たすべき役割について規定
- 第5条 市民及び事業者の責務
市民及び事業者が果たすべき役割について規定
- 第6条 施策の推進
 - ・手話が言語であることの普及及び多様な意思疎通手段の理解の促進に関する施策を規定
 - ・意思疎通手段を選択すること及び意思疎通手段による意思疎通や情報取得を円滑に行うことができるようにするための環境整備に係る施策について規定
 - ・意思疎通及び情報取得を円滑に行うための環境整備に係る施策を規定
 - ・施策の推進に当たっては、ろう者、障がいのある人等の意見を聞き、尊重することを規定
- 第7条 普及及び周知
 - ・手話が言語であることの普及について規定
 - ・意思疎通手段についての周知について規定
- 第8条 学習機会の確保等
 - ・手話が言語であること及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の重要性の理解を深めるための学習機会の確保等について規定
 - ・幼児の教育及び保育並びに学校教育において、手話が言語であること及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の理解の促進等について規定
 - ・円滑に意思疎通手段を利用するための習得する機会の確保等について規定
 - ・職員に対し、手話が言語であること及び障がいの特性に応じた意思疎通手段に関する研修を行うことについて規定
- 第9条 人材の養成
 - ・障がいの特性に応じた意思疎通支援者及びその指導者の養成を規定



条例の 特徴

- 県内で初めてとなる障がいのある方の意思疎通に関する条例
- 幼児の教育及び保育並びに学校教育における理解の促進
- 市職員への手話が言語であること及び障がいの特性に応じた意思疎通手段に関する研修の実施

条例制定後の取組

- 【令和2年度】
 - 障害者に対する理解を深めるための啓発事業
 - ・関係する障がい者団体の方が小中学校・保育所等を20ヶ所程度訪問し手話と触れ合う機会の開催
 - ・市職員研修について、従来の手話入門研修に加え、多様な意思疎通に係る研修を行うとともに、対象者を窓口部門の職員などにも拡大
 - 手話通訳者養成研修事業
 - ・手話通訳者の指導者向けの研修会を実施